

気象警報時の対応について

通学区域である刈谷市、知立市、高浜市のどこか一つの市に警報が出た場合は、以下の対応をとります。

1 気象警報（暴風警報、大雨警報、大雪警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報）又は警戒レベル3、4（以下、気象警報等という）が発表された場合

(1) 児童生徒の登校する以前に名古屋地方気象台又は市町村から気象警報等が発表されている場合

ア 当日、午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

イ 午前6時以降に警報が継続されている場合は、授業を行いません。

※上記の気象警報以外においても、児童生徒の安全確保のために同様の対応をとる場合があります。

※上記アの場合においても、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくても構いません。

(2) 児童生徒の登校後に名古屋地方気象台から気象警報等が発表された場合、速やかに保護者と連絡をとった上で、適切に対応します。

ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童生徒を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止し、速やかに下校させます。

イ 通学路が危険と認められるときや帰宅が困難と認められるときは、保護者が迎えにくるまで、当該児童生徒の安全を校内において確保します。

2 特別警報又は警戒レベル5（以下、特別警報等という）が発表された場合

(1) 児童生徒の登校する以前に名古屋地方気象台又は市町村から特別警報等が発表されている場合

ア 登校しません。

イ 特別警報等解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させうると判断できるまでは登校しません。

(2) 登校後に名古屋地方気象台又は市町村から特別警報等が発表された場合

ア 即刻、授業を中止し災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報等解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、保護者が迎えに来るまでは下校しません。

3 気象警報等又は特別警報等が発表されていないが、大雨等の異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定する。その場合は、速やかに保護者へ連絡し対応を伝えます。

